

契約規則第52条の2による公表調書

文化・スポーツ部 「スポーツのまち」づくり課

1 発注見通し

購入物品名（業務名）	二川スポーツ広場樹木剪定委託業務
契約内容	仕様書のとおり
発注予定時期	令和5年6月中旬

2 契約締結前公表

契約内容	仕様書のとおり
決定方法	予定価格の範囲内で最低価格の見積提出者に決定
選定基準	下記に該当すること。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として豊橋市長の認定を受けた者で、事業所の所在地が豊橋市内であること。
申請方法	申請書の提出による。（メールでの提出可） 申請期間 公表日から令和5年6月16日

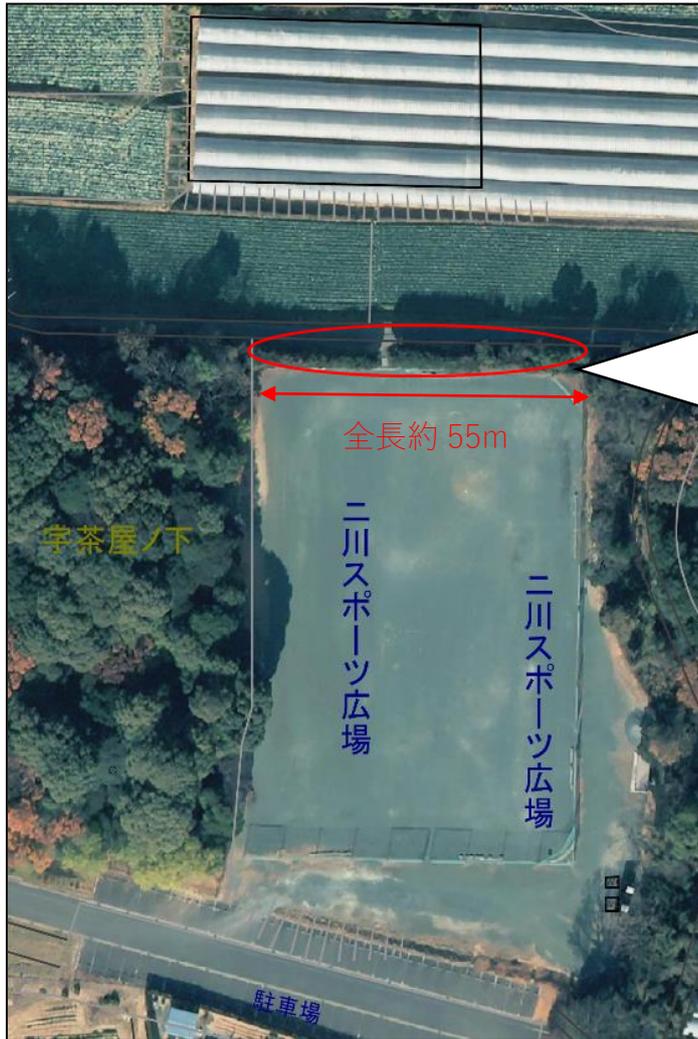
3 契約締結後公表

契約者の名称	公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター 会長 酒井 通弘
選定理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第二項に規定するシルバー人材センター
契約日（契約期間）	契約締結日から令和5年7月31日
契約金額	金 187,229円

# 仕 様 書

- 1 業務名  
二川スポーツ広場樹木剪定委託業務
- 2 業務場所  
豊橋市豊清町茶屋ノ下 2-432
- 3 業務期間  
契約締結日から令和5年7月31日まで
- 4 業務内容  
樹木剪定、剪定した枝葉の搬出及び除去については、次のとおりとする。
  - (1) 剪定の程度の目安は、樹木に隣接するフェンス高とする。（「剪定箇所」参照）
  - (2) 剪定した枝葉は速やかに運搬処分し、きれいに清掃すること。
  - (3) 剪定の際は歩行者、施設利用者等の危険防止に十分配慮し、業務中の安全対策については、必ず発注者と事前に協議すること。
  - (4) 剪定において、施設等を損傷しないように注意して行うこと。
- 5 提出書類  
受注者は以下に掲げる書類を発注者あて提出するものとする。
  - (1) 着手届
  - (2) 完了届
  - (3) 業務完了報告書
  - (4) 現場写真（剪定前後）※剪定箇所がすべて確認できるように撮影すること。
  - (5) 豊橋市資源化センター計量伝票の写し
- 6 その他  
  - (1) 資源化センターへの投入料については実績に基づき支払うものとする。
  - (2) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して決める。
- 7 問合せ 「スポーツのまち」づくり課 電話 51-2865（担当：後藤）

■ 剪定箇所



- ・ 木の高さ：約 4m
- ・ フェンス高：約 2.5m